

舞 鶴 総 第 51 号  
令和 7 年 5 月 28 日

舞鶴市議会議長  
肝 付 隆 治 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津  
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について  
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 3 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和 7 年 4 月 30 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 損害賠償の額

41,030 円

2 事件の概要

舞鶴市商工観光センターコンベンションホールが設備の故障により利用できなくなったことに伴い、当該ホールの利用承認を受け催事を開催予定であった者に当該催事のチラシ及びポスターの作成費用に係る損害を発生させた。

3 発生年月日

令和6年10月23日

4 発生場所

舞鶴市字浜地内

舞鶴市商工観光センター